

## 士別市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、士別市が発注する工事請負契約及びその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和6年12月2日

士別市長 渡辺英次

### 第1 資格

#### 1 基本的資格要件

士別市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する）に参加できる者（以下「競争入札参加資格」という。）は、政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者以外の者でなければならない。

#### 2 契約の種類による資格要件

##### (1) 建設工事等

・建設業に係る工事の請負契約、建築物の設計、測量、土木設計、地質調査、技術資料等の作成に係る委託業務契約

##### ア 工事の請負契約

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者で、令和5年12月1日現在において、資格に対応する建設業の許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。なお、本社から支店等に権限を委任する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法による国土交通大臣又は都道府県知事が行う総合評定値の通知を受けており、申請業種に対応する完成工事高があること。

##### イ 建築物の設計に係る契約

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）により一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けた者であること。

(イ) 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、事業高があること。

##### ウ 測量及び地質調査に係る契約

(ア) 測量に係るものについては、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けた者であること。また地質調査に係るものについては、地質調査業務登録規定（昭和52年建設省告示第718号）による登録を受けた者であること。

(イ) 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、事業高があること。

##### エ 建設コンサルタントに係る契約

(ア) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）による登録を受けた者であること。

(イ) 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでおり、事業高があること。

##### (2) 物品・役務等

・物品等の購入、物品等の賃貸借、業務の委託、その他の契約

※印刷物の製造、塵芥収集又は清掃、管理又は警備、道路清掃、除雪、樹木伐採、草刈などの役務提供なども含む。

ア 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 直前1年間の事業高があること。

ウ 業務等の履行にあたり、必要とする資格や認定等を有しているもの。

### 3 格付

建設工事のうち、「土木」、「建築」、「電気」、「管」及び「水道」の5工種については、次に掲げる事項について審査を行った結果により総合数値で格付を行う。

#### ア. 客観的要素

総合評定値通知書の総合評定値

#### イ. 主観的要素

士別市競争入札参加資格及び指名基準に関する要綱第3条による。

#### ●留意

同要綱第3条に定める審査基準の「1 適格性の基準」に示す「ウ 水道施設工事にあっては、公益社団法人日本水道協会が認定する配水管技能者又は公益財団法人給水工事技術振興財団が認定する給水装置工事配管技能者を有しない者」は、要綱の一部改正により令和6年12月1日付で削除しました。

## 第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号の一つに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定するものになったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項に規定する競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) 第1の2項に示す資格要件の一つを欠くに至ったとき。

## 第3 資格審査の受付時期及び方法等

### 1 建設工事等

- ・資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までであり、令和7年度は初年度の受付となる。定時の受付は、令和6年12月10日から令和7年1月31日までとし、以降の受付は随時受付（別表参照）として対応する。
- ・受付については、一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加資格共同審査によりインターネット申請をすること。

### 2 物品等

- ・資格の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までであり、令和7年度は中間年度の受付となることから、随時受付（別表参照）として対応する。
- ・原則、書面や郵送による受付はしない。本市ホームページに掲載する申込フォームに必要事項を入力の上、必要書類を添付して申し込むこと。
- ・別表中の第10回以降は原則受け付けない。

【担当】 士別市総務部財政課契約管財係（電話 0165-26-7785）

別表 随時受付の受付期間

	受付期間		資格有効期間開始日
	始期	終期	
第1回	令和7年3月17日	令和7年4月14日	令和7年7月1日
第2回	令和7年4月15日	令和7年5月14日	
第3回	令和7年5月15日	令和7年6月13日	
第4回	令和7年6月16日	令和7年7月14日	令和7年10月1日
第5回	令和7年7年15日	令和7年8月14日	
第6回	令和7年8月15日	令和7年9月12日	
第7回	令和7年9月16日	令和7年10月14日	令和8年1月1日
第8回	令和7年10月15日	令和7年11月14日	
第9回	令和7年11月17日	令和7年12月12日	
第10回	令和7年12月15日	令和8年1月14日	令和8年4月1日
第11回	令和8年1月15日	令和8年2月13日	
第12回	令和8年2月16日	令和8年3月13日	